

議第316号

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月25日提出

京都市長 門川大作

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「地方公務員法（以下「法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「京都市職員の定年等に関する条例第12条の規定により採用された」に、「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改め、同項第2号中「法」を「地方公務員法（以下「法」という。）」に改める。

第4条第6項を次のように改める。

6 前3項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務教職員の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務教職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務教職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務教職員の1週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数を常勤の教職員の1週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た数を乗じて得た額とする。

第14条後段及び第20条後段中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

第26条後段及び第27条後段中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

第28条第2項及び第31条第1項中「再任用教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

第37条の2第7項、第8項及び第10項本文並びに第40条中「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

第42条後段及び第44条第1項後段中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

附則第5項中「教職員」の右に「(附則第8項の規定の適用を受ける教職員を除く。)」を加える。

附則第23項を附則第30項とし、附則第22項を附則第29項とし、附則第21項の前の見出しを削り、同項を附則第28項とし、同項の前に見出しとして「(関係条例の廃止に伴う経過措置)」を付する。

附則第20項を附則第27項とし、附則第16項から附則第19項までを7項ずつ繰り下げ、附則第15項の前の見出しを削り、同項を附則第22項とし、同項の前に見出しとして「(関係条例の一部改正)」を付する。

附則第14項を附則第21項とし、附則第11項から附則第13項までを7項ずつ繰り下げ、附則第10項の前の見出しを削り、同項を附則第17項とし、同項の前に見出しとして「(住居手当に関する特例)」を付する。

附則第9項を附則第16項とし、附則第8項を附則第15項とし、附則第7項の次に次の7項を加える。

8 当分の間、教職員の給料月額は、当該教職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第10項において「特定日」という。)以後、当該教職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定による当該教職員の属する職務の級及び同条第3項の規定により当該教職員の受ける号給に応じた額(附則第2項、第3項又は第4項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該額とこれらの規定による給料の額との合計額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

9 前項の規定は、次に掲げる教職員には適用しない。

- (1) 会計年度任用教職員その他の任期を定めて任用される教職員
- (2) 京都市職員の定年等に関する条例第9条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条第1号又は第2号に掲げる職を占める教職員
- (3) 京都市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務して

いる教職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた教職員を除く。）

- 10 法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任又は降給を伴う転任（以下この項において「降任等」という。）をされた教職員であつて、当該降任等をされた日（以下この項及び附則第12項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教職員のうち、特定日に附則第8項の規定により当該教職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該教職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる教職員（別に定める教職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第8項の規定により当該教職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定による当該教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定による当該教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該教職員の受ける給料月額」とする。
- 12 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員（附則第8項の規定の適用を受ける教職員に限り、附則第10項に規定する教職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、当分の間、当該教職員の受ける給料月額のほか、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 13 附則第10項又は前項の規定による給料を支給される教職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける教職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、当分の間、当該教職員の受ける給料月額のほか、別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 14 附則第10項又は前2項の規定による給料を支給される教育職員に関する第8条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則

第10項、第12項又は第13項の規定による給料の額との合計額」とする。

別表第1再任用教職員以外の教職員の項中「再任用教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改め、同表再任用教職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務教職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	227,900	274,000	301,100	327,800	409,600

別表第2再任用教職員以外の教職員の項中「再任用教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改め、同表再任用教職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務教職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	236,800	277,200	306,100	334,600	419,700

別表第3再任用教職員以外の教職員の項中「再任用教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改め、同表再任用教職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務教職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	187,900	212,000	250,800	272,100	316,300

第2条 京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第37条の2第3項の表中「97号給」を「93号給」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第4条関係)

学校事務職員給料表

教職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,100	190,900	224,500	264,000	282,900
	2	141,200	192,700	226,400	265,900	285,100
	3	142,300	194,500	228,200	267,900	287,400
	4	143,400	196,300	230,100	269,900	289,700
	5	144,500	198,000	231,600	271,600	291,900
	6	145,600	199,800	233,600	273,700	294,200
	7	146,700	201,600	235,500	275,800	296,500
	8	147,800	203,400	237,400	277,900	298,800
	9	148,900	205,100	238,700	279,200	301,000
	10	150,200	206,900	240,700	281,400	303,300
	11	151,500	208,700	242,600	283,600	305,600
	12	152,800	210,500	244,600	285,800	307,900
	13	154,100	212,200	245,800	286,800	310,100
	14	155,500	214,000	247,700	289,100	312,400
	15	157,000	215,800	249,700	291,400	314,700
	16	158,500	217,600	251,700	293,700	317,000
	17	159,500	219,300	253,700	294,500	319,300
	18	161,500	221,100	255,600	296,800	321,600
	19	163,500	222,900	257,500	299,100	323,900
	20	165,500	224,700	259,300	301,400	326,100
	21	167,400	226,400	260,400	303,600	328,400

22	169,400	228,100	262,300	305,900	330,500
23	171,400	229,900	264,200	308,100	332,700
24	173,400	231,700	265,700	310,400	334,800
25	175,300	233,500	267,100	312,600	337,100
26	177,300	234,700	269,000	314,800	339,200
27	179,300	236,600	270,900	316,900	341,400
28	181,200	238,600	272,800	319,100	343,500
29	182,900	240,300	273,800	321,300	345,700
30	184,700	241,800	275,700	323,400	347,900
31	186,500	243,700	277,600	325,600	350,000
32	188,300	245,500	279,500	327,600	352,200
33	190,000	246,400	280,500	329,600	354,300
34	191,800	247,900	282,400	331,600	356,400
35	193,600	249,400	284,300	333,700	358,500
36	195,400	250,900	286,200	335,800	360,700
37	197,100	252,500	287,200	337,700	362,800
38	198,900	253,900	289,000	339,800	365,000
39	200,700	255,400	290,800	341,800	367,100
40	202,500	257,000	292,600	343,800	369,200
41	204,100	258,600	293,900	345,800	371,300
42	205,800	260,000	295,600	347,800	373,400
43	207,600	261,700	297,200	349,800	375,400
44	209,400	263,500	298,900	351,900	377,500
45	211,000	264,700	300,600	353,900	378,900
46	212,700	266,100	302,200	355,800	380,700

47	214,400	267,900	303,900	357,600	382,500
48	216,100	269,600	305,600	359,500	384,300
49	217,600	270,800	307,100	360,800	385,900
50	219,300	272,200	308,700	362,200	387,600
51	220,800	273,800	310,400	363,700	389,200
52	222,500	275,500	312,000	365,000	391,000
53	223,800	276,800	313,300	366,200	392,600
54	225,200	278,000	314,800	367,400	394,000
55	226,700	279,600	316,500	368,600	395,400
56	228,300	281,100	318,200	369,900	396,800
57	229,800	282,700	319,400	371,000	398,300
58	231,300	284,200	320,500	372,000	399,200
59	232,900	285,700	321,900	373,000	400,300
60	234,400	287,100	323,100	374,000	401,300
61	235,700	288,300	323,600	374,800	402,200
62	237,100	289,500	324,700	375,700	403,000
63	238,600	290,700	325,500	376,600	403,800
64	240,100	291,900	326,500	377,200	404,600
65	241,400	293,100	327,500	377,900	405,200
66	242,900	294,300	328,400	378,500	406,000
67	244,300	295,500	329,400	379,100	406,700
68	245,800	296,600	330,200	379,700	407,500
69	247,100	297,800	331,400	380,300	408,200
70	248,500	298,900	332,400	380,900	409,000
71	249,900	300,000	333,500	381,500	409,800

定年 前再 任用 短時 間勤 務教 職員 以外 の教 職員	72	251,300	301,200	334,600	382,100	410,500
	73	252,500	302,300	335,300	382,700	411,200
	74	253,800	303,300	336,200	383,300	411,800
	75	255,100	304,300	337,300	383,900	412,500
	76	256,400	305,300	338,300	384,500	413,200
	77	257,500	306,200	339,200	385,100	414,100
	78	258,600	306,800	340,000	385,700	414,800
	79	259,700	307,600	341,000	386,300	415,600
	80	260,800	308,500	342,000	386,900	416,300
	81	262,000	309,400	342,900	387,500	417,000
	82	263,000	310,300	343,600	388,100	417,700
	83	264,000	311,200	344,500	388,700	418,400
	84	265,000	312,000	345,500	389,300	419,100
	85	266,000	312,600	346,500	389,900	419,600
	86	266,800	313,400	347,500	390,500	420,300
	87	267,600	314,100	348,100	391,100	421,000
	88	268,400	314,800	349,100	391,800	421,700
	89	268,900	315,600	349,900	392,300	422,200
	90	269,400	316,400	350,700	392,900	422,900
	91	269,900	317,100	351,600	393,500	423,600
	92	270,400	317,800	352,100	394,200	424,300
93	270,700	318,600	353,200	394,700	424,800	
94		319,200	354,000	395,300	425,500	
95		319,900	355,000	395,900	426,200	
96		320,600	356,000	396,600	426,900	

97	321,400	356,500	397,100	427,400
98	322,000	357,200	397,700	428,000
99	322,700	358,100	398,300	428,700
100	323,400	359,100	399,000	429,400
101	324,200	359,800	399,500	429,900
102	324,900	360,300	400,100	430,600
103	325,600	361,100	400,700	431,300
104	326,300	362,000	401,400	432,000
105	326,900	362,800	401,900	432,400
106	327,600	363,200	402,500	
107	328,300	364,100	403,100	
108	329,000	364,900	403,800	
109	329,400	365,700	404,300	
110	330,100	366,400	405,000	
111	330,800	366,800	405,700	
112	331,500	367,400	406,200	
113	331,900	368,100	406,700	
114	332,400	368,800	407,300	
115	332,900	369,400	408,000	
116	333,400	369,800	408,700	
117	333,700	370,200	409,100	
118	334,200	370,700		
119	334,700	371,100		
120	335,200	371,500		

121	335,500	371,700
122	336,000	372,000
123	336,500	372,500
124	337,000	373,000
125	337,300	373,200
126	337,800	373,400
127	338,300	373,800
128	338,800	374,300
129	339,100	374,600
130	339,600	374,800
131	340,100	375,200
132	340,600	375,700
133	340,900	376,000
134	341,300	376,400
135	341,600	376,600
136	341,900	377,100
137	342,200	377,400
138	342,500	377,800
139	342,800	378,300
140	343,100	378,500
141	343,400	378,700
142	343,700	379,100
143	344,000	379,600
144	344,300	379,800
145	344,500	380,000

	146		344,800			
	147		345,100			
	148		345,400			
	149		345,600			
定年前再任用短時間勤務教職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		187,900	212,000	250,800	272,100	316,300

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第8項から第13項までの規定は、令和6年4月1日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

- 第1条の規定による改正後の京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第8項から第14項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項又は地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年 月 日京都市条例第 号。以下「整備等条例」という。）附則第7条第1項の規定により勤務している教職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 整備等条例附則第8条第1項又は第2項の規定により採用された教職員（以下「暫定再任用教職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用教職員が改正後の条例第2条第1項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務教職員（以下「定年前再任用短時間勤務教職員」という。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務教職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用教職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定による承認を受けた暫定再任用教職員に対する改正後の条例第4条第5項の規定の適用については、同項中「前2項の規定による給料月額」とあるのは、「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年 月 日京都市条例第 号）附則第3項の規定による額」とする。

5 暫定再任用教職員は、定年前再任用短時間勤務教職員とみなして、改正後の条例第26条、第27条、第28条第2項及び第31条第1項の規定を適用する。

6 整備等条例附則第9条第1項又は第2項の規定により採用された教職員（以下「暫定再任用短時間勤務教職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務教職員とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

7 第3項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用教職員及び暫定再任用短時間勤務教職員に関し必要な事項は、別に定める。

（特定の号給の切替え）

8 令和6年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において第2条の規定による改正前の京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例別表第3の給料表の適用を受けていた教職員のうち、同日においてこれらの教職員が属していた職務の級が1級から3級までであったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）の給料月額と同額の号給とする。ただし、旧号給の給料月額と同額の号給がない場合は、旧号給の給料月額に直近の額の号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

9 切替日前に職務の級を異にして異動した教職員及び別に定めるこれに準じる教職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

10 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（別に定める教職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

11 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員（前項の規定による給料を

支給される教職員を除く。)のうち、当該教職員との権衡上必要があると認められるものには、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

1 2 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった教職員のうち、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものには、別に定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。

1 3 前3項の規定による給料を支給される教職員に関する第2条の規定による改正後の京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第4条第5項の規定の適用については、同項中「給料月額は」とあるのは「給料月額と京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年 月 日京都市条例第 号）附則第10項から第12項までの規定による給料の額（以下「経過措置給料額」という。）との合計額は」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額と経過措置給料額との合計額に」とする。

(その他の経過措置)

1 4 この附則において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な経過措置は、教育委員会が定める。

提案理由

地方公務員法の一部改正等に伴い、京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の規定を整備する等の必要があるので提案する。